

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部管理課(西浅井支所)
委託業務番号	令和5年度 長北管委第17号
委託業務名称	長浜市役所西浅井支所庁舎エレベーター保守管理業務
委託業務場所	長浜市西浅井町大浦2590番地(西浅井支所庁舎)
業務の概要	長浜市役所西浅井支所庁舎に設置してあるエレベーター(1基)について、1年間を通して点検保守を行う。
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	554,400 円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県草津市矢倉2丁目4番23号 [商号又は名称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	エレベーターの機器保守点検業者に代替性がなく、また、機器に精通した設置業者による定期点検を行うことにより、正常な運行状況を保ち安全性を確保できる。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>